

公益財団法人森林ネット^{もり}おおいた高性能林業機械貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、業務方法書第15条に基づき、公益財団法人森林ネット^{もり}おおいた（以下「森林ネット」という。）が、森林整備に必要な高性能林業機械の貸付けについて必要な事項を定め、もって林業経営の生産性の向上を図ることを目的とする。

(高性能林業機械)

第2条 貸付けを行う高性能林業機械の種類は別表1に定めるものとする。

2 貸付けを行う高性能林業機械は、森林整備法人貸付機械（以下「長期貸付」という。）と認定事業体貸付機械（以下「短期貸付」という。）に区分して管理するものとする。

(借受申請)

第3条 高性能林業機械を借り受けようとする者は、高性能林業機械借受申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(1) オペレーターの確保

既にオペレーターが確保されており、オペレーターの養成、増員計画があること。

(2) 長期貸付の高性能林業機械の利用計画

長期貸付については、高性能林業機械を利用した施業計画があること。または計画策定中であること。

(3) 作業システム化

高性能林業機械を利用した作業システム化の取組計画があること。

2 森林ネット^{もり}は機械の計画的な利用を促進するため、機械利用申込みを随時受け付け、貸付スケジュール表に整理して、利用調整を行うものとする。

(貸付決定通知)

第4条 理事長は、前条第1項の申請が適正と認めるときは、高性能林業機械貸付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第5条 前条の貸付決定通知を受けた者は、速やかに高性能林業機械貸付契約書を締結しなければならない。

(貸付期間)

第6条 高性能林業機械の貸付期間は、長期貸付については、原則として6か月を単位に補助事業で導入した高性能林業機械は5年以内とし、補助事業以外で導入した高性能林業機械は7年以内とする。

2 短期貸付については、原則として1か月を単位に3か月以内とする。ただし、理

事長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 前項に規定する月数の計算は、森林ネットが借受人に賃貸した日から翌月における当該賃貸開始の日に相当する日の前日（該当日がない月の場合は月末日）までを1か月として計算する。

4 借受者は、貸付期間の変更を希望する場合は、事前連絡に努め、変更を希望する日の遅くとも14日前までに理事長あて変更申請（様式第3号）するものとする。

5 前項の申請があった場合は、理事長は内容を審査のうえ、結果を通知（様式第4号）するものとする。

6 貸付期間の変更により1か月未満の端数が生じた場合の月数は次のとおりとする。

(1) 1か月に満たない期間が15日を越えるとき 1か月

(2) 1か月に満たない期間が15日以内のとき 0.5か月

(貸付料)

第7条 高性能林業機械の貸付料の設定は次の計算式による。

(1) 長期貸付については、次の式による。

貸付料 = 機械価格 × (1 - 国庫補助率等) ÷ 貸付期間 ÷ 12月

ア 計算の基礎因子

機械価格は、機械の購入価格とする。

国庫補助率等は、補助事業で導入した場合、その補助率の残の率とする。

ただし、非補助事業で導入した場合は、25%とする。

貸付期間は、補助事業で導入した場合は5年、自己資金で導入した場合は7年とする。

(2) 短期貸付については、次の式による。

貸付料 = 機械価格 × ((1 - 自己負担率 + 維持修理費率) ÷ 貸付期間 + 管理費率) ÷ 12月

ア 計算の基礎因子

機械価格は、機械の購入価格とする。

自己負担率は、補助事業で導入した場合、その補助率の残の率とする。

ただし、非補助事業で導入した場合は、25%とする。

維持修理費率は、機械の日常的利用に係る消耗品の交換や修理経費及び定期的な点検修理費で、機械価格の30%とする。

貸付期間は、7年とする。

管理費率は機械を保有していくために必要な保険料、公租公課、保管費、諸経費等で2.5%とする。

2 理事長は、必要に応じて貸付料を改定することができる。

(借受人の経費負担)

第8条 長期貸付の借受人は、高性能林業機械の借受けに伴い、当該機械の借受期間中の管理に要する一切の経費を負担しなければならない。

2 前項の管理に要する経費には、機械の運搬費及び返還時の機械の検収に要する経費を含むものとする。

3 短期貸付の借受人は、高性能林業機械の借受けに伴い、当該機械の借受期間中の運行管理に関する経費の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 森林ネットの負担
 - ア 使用による消耗品・部品交換
 - イ 機械の定期的な維持点検
- (2) 森林ネットと借受人の協議で決定
 - ア 使用中の故障個所の修理
- (3) 借受人の負担
 - ア 運搬費
 - イ 返還時の点検料
 - ウ 清掃・燃料
 - エ 前号(1)(2)以外の経費

(滅失又は既存の報告及び措置)

第9条 借受人は、高性能林業機械を滅失又は棄損したときは、ただちにその事実及び事由について事故発生等報告書(様式第5号)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の滅失又は棄損が借受人の責に帰すべき事由による場合には、借受人がこれを補填又は修理しなければならない。

(物件の譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、理事長の許可なく当該高性能林業機械の全部又は一部について、他に貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸付料納入期限及び方法)

第11条 借受人は、理事長の発する納入通知書(様式第6号)により、別途定められた期日までに理事長が定める方法により納付しなければならない。

2 やむを得ない理由で、貸付期間延長承認を受けた場合の貸付料は、当初契約分とは別に理事長の指示に従って精算するものとする。

(遅延賠償金)

第12条 借受人は、定められた納付期限までに、貸付料を納付しないときは、その納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、その未納額に年10.95%の率を乗じて遅延賠償金を併せて納付しなければならない。

(管理義務)

第13条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 借受人は、当該高性能林業機械を貸付契約に定める目的以外の用途に使用してはならない。ただし、事前に理事長の承認を得たときはこの限りではない。

(物件の返還)

第15条 借受期間を満了し、借受機械を返還する時は、直ちに機械メーカーの点検を受けた上で返還し、その使用状況について報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(機械の再配置)

第16条 理事長は、長期貸付の高性能林業機械の稼働状況調査等において、有効利用が図れていないと認められる場合は、貸付期間満了前においても再配置を行うことができる。

(機械の処分)

第17条 機械の処分については、理事長が別に定める。

(委 任)

第18条 この規程の運用に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。